

退職金規程

SBI 大学院大学

2020 年 12 月 9 日 施行

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人SBI大学寄附行為第5条に定める役員および教職員等就業規則第3条に定める教職員等の退職金等の支給について定めることを目的とする。

第2章 退職金

(退職手当の不支給)

第2条 役員及び教職員等には退職手当を支給しない。

附 則

(規程の改廃)

第3条 この規程は、理事会の承認を受けて改定することができる。

(施行)

第4条 この規程は2020年12月9日から施行する。